アジア文化研究所・現代社会総合研究所 研究所間プロジェクト

二〇〇五~六年度研究調査報告書

イスラーム世界における伝統的秩序規範の持続と変容

『東洋大学アジア文化研究所研究年報 二〇〇六』第四一号 TOYO University (Tokyo, JAPAN)

# イスラーム世界における伝統的秩序規範の持続と変容

## 《研究期間》 平成十七~十九年度

《研究代表者》 後藤武秀(法学部教授/アジア文化研究所研究員)

《研究分担者》 後藤(明(文学部教授/アジア文化研究所研究員)

小林修一(社会学部教授/現代社会総合研究所研究員)

斎藤 洋(法学部教授/現代社会総合研究所研究員)

子島(国際地域学部助教授/アジア文化研究所研究三沢伸生(社会学部助教授/アジア文化研究所研究員)

員

東長 靖(京都大学大学院アジアアフリカ地域研究研究

科助教授・アジア文化研究所客員研究員)

赤堀雅幸(上智大学外国語学部助教授・アジア文化研究

### 所客員研究員)

### 《研究目的》

続しているのか、またはどのように変容してきているのかを、総合的に研規範がどのように形成されてきて、それが現今においてどのようにして持口本を含めたアジア世界においてもイスラーム世界との関係は重要である。日本を含めたアジア世界においてもイスラーム世界との関係は重要である。日本を含めたアジア世界においてもイスラーム世界との関係は重要である。明在が、イスラーム世界との実に現れているように、現代の国際社会において、明代の国際社会において、

究することを目的としている。

て、調査・解明していくことを目的としている。

「イスラーム法」、精神的・内的な側面としての「イスラーム法」、精神的・内的な側面としての「聖者信仰・スーフィでの「イスラーム法」、精神的・内的な側面としての「聖者信仰・スーフィス」の二つの面について、イスラームを専門とする五人の専任・客員研ぶ」の二つの面について、イスラームを専門とする五人の専任・客員研で目がける伝統的価値規範を形成している、司法という公的・外的な側面として、調査・解明していくことを目的としている。

#### 《研究経過

社会の伝統的価値規範との比較を進めた。

社会の伝統的価値規範との比較を進めた。

ないかにして国家法に影響を与えているのかの研究を進めた。両調査がするである東南アジア、特にタイ・シンガポールに斎藤を派遣して、一個国における少数派イスラーム教徒社会が隣接するインドネシア・マレーで国における少数派イスラーム教徒社会が隣接するインドネシア・マレーをもとに、後藤武秀によって華人の伝統的規範との比較、小林による日本をもとに、後藤武秀によって華人の伝統的規範との比較、小林による日本をもとに、後藤武秀によって華人の伝統的規範との比較を進めた。

き年度末に東長がトルコに出張して、補完研究を展開した。的に解釈して、その持続と変容に関する研究を進めた。四人の討論に基づ進め、後藤明・三沢を交えて、思想研究・文化人類学研究の成果を歴史学聖者信仰・スーフィズムに関しては、赤堀・東長両客員研究員を中心に

## 《次年度の研究課題》

ラーム法研究の成果を結び付けていきたい。めていきたい。とりわけ子島の進めるワクフ研究と斎藤の東南アジアイス相克状況をより明確にすることで伝統的価値規範の持続と変容の研究を進来た。今後の課題として、イスラーム法と伝統的価値規範との乖離・離反・プロジェクト開始の初年度であったが、期待以上の成果を得ることが出

果を踏まえ、赤堀・後藤明を中心にアラブ地域においてその比較検討を行っ聖者信仰・スーフィズム研究では、初年度のトルコを中心とした研究成

ていきたい。

### 《研究成果)

一・学会および口頭発表

クと現代イスマーイール派」社団法人イスラム協会公開講演会。二○\*子島進「イスラームとNGO活動─アーガー・ハーン開発ネットワー

○五年四月三○日。東京大学。

学会第一八回全国大会。二〇〇五年十月二日。龍谷大学。タン、バングラデシュにおけるハムダルド財団の展開」日本南アジア・子島進「ワクフの現代的活用によるイスラーム復興―インド、パキス

\*子島進「現代的ワクフの挑戦―ハムダルド財団(パキスタン)の事例

\*TONAGA Yasushi (東長靖) "Sufism in Time and Beyond," Twenty-second annualsymposium of The Muhyiddin ibn' Arabi Society "Time and Non-time" (二〇〇五年五月十四・十五日、於:

Worcester College, Oxford, U.K.). (フルペーパー、pp.1-19.)

\* 東長靖「オスマン帝国期のスーフィズム―ボスネヴィーを中心として」

(学会発表) 日本オリエント学会第四十七回大会 (二〇〇五年十月三

〇 日 )

\*東長靖「イスラームのこと、知ってますか?」(学術講演) 2005

### 二.論文等著作物

- 心に」『社会人類学年報』三十一号、六十一~九十一頁。\*子島進「NGOを通して見るイスラーム復興―パキスタンの事例を中
- 二〇〇五年。 イスラーム地域研究2 『UP』三九四号(八月号)、十四~十九頁、\*赤堀雅幸「聖者祭の風景から―等身大のイスラームをとらえるために―」
- \*TONAGA Yasushi(東長靖)"Sufism in the Past and Present: Based on he Three-axis Framework of Sufism." Annals of the Japan Association for Middle East Studies, vol. 21/2, 2006,(印刷中)
- ○五年十月号、十一~十四頁。
  \*東長靖「神秘主義文献の継承と教団の系譜」、『創文』、創文社、二○
- 頁。 洋大学社会学部紀要』四三―一号、二〇〇五年十二月、三十九~六十米小林修一「考古学から社会学へ―enonce をめぐる横断的考察―」『東
- 総合研究所『現代社会研究』第三号(二〇〇六年三月)所収究者要覧―タイ王国・国際公法編―」(研究資料)東洋大学現代社会の研験学・佐藤俊一(共著)「東南アジア法研究の基礎資料としての研

- \*赤堀雅幸「世界の喫茶店/Coffee Shops of the World 6」『AGLOS
- 巻一〇七号(二〇〇六年三月)所収―ASEANの法文化に関する覚書―」東洋大学法学会『東洋法学』通米アピラート・パッチシリ著(齋藤洋:訳)「法の支配と伝統社会

# トルコにおけるイスラーム伝統的秩序規範の関係文献調査

アジア文化研究所客員研究員 東 長

靖

調査地 トルコ(イスタンブル)期 間 二〇〇六年二月一八日~三月四日

本プロジェクトにおいて、私は「伝統的秩序規範」の一形態としてのスースープィーを、伝統的秩序規範の代表として挙げることに、おそらく異論よびその担い手であるウラマーと、スーフィズムおよびその担い手であるよびその担い手であるウラマーと、スーフィズムおよびその担い手であるよびその担い手であるウラマーと、スーフィズムおよびその担い手であるよびその担い手であるウラマーと、スーフィズムおよびその担い手であるよびその担い手であるのが通説である。

を目的とする海外調査を実施した。
に、その文献(アラビア語・トルコ語手書き写本)の調査を遂行すること
るイブン・アラビー学派の、オスマン帝国期における発展をたどるととも
平成一七年度においては、スーフィズムにおける重要な思想的潮流であ

ブドゥッラー・ボスネヴィーの生涯と著作に関する調査に従事した。一七リュ図書館、およびミッレト図書館において、一七世紀のスーフィー、ア調査を行った。スレイマニエ図書館本館と同図書館の分館であるキョプリュ具体的には、トルコ共和国の首都イスタンブルの図書館において、写本

スーフィズムの全体像に迫る第一歩として大きな意義を有する。は、この時期の最も重要な思想家であり、その検討は、オスマン帝国期の実しており、イブン・アラビー学派の思想も活発に展開された。ボスネヴィー世紀は、オスマン帝国の最盛期を過ぎた時期であるとされるが、学芸は充

とにほかならない。

帝国のスーフィズムを語ることは、伝統的秩序規範の持続と変容を語るこに崩壊し、政教分離を国是とするトルコ共和国の成立へと至る。オスマン担い手であったが、近現代に至ってその体制はゆらぎ、ついには二〇世紀担い手であったが、近現代に至ってその体制はゆらぎ、ついには二〇世紀

行わなければならないだろう。資料から掘り起こしてくる必要があるため、さらに継続的な調査・検討をいの分野の研究は、端緒についたばかりであり、ほとんどの情報を一次

# シンガポール・タイにおける法規範と宗教規範の関係調査

## 現代社会総合研究所研究員 斎 藤 洋

二〇〇五年八月二十七日~九月六日

調査地
シンガポールおよびタイ(バンコク)

期

間

#### 1. 概要

の協力を求めた。

「イスラーム世界における伝統的秩序規範の持続と変容」の一環とし
所)「イスラーム世界における伝統的秩序規範の持続と変容」の一環とし
所)「イスラーム世界における伝統的秩序規範の持続と変容」の一環とし
所)で、シンガポール及びバンコク(タイ)に赴き、①法規範と宗教規範との
所)である。

集に変更せざるを得なくなったしまった。計検査のため、同氏以下の社員が動員されてしまい、初期の計画を資料収がポールにおける面談は、クアラルンプールにおける同社(支社)への会たが、特に期待をしていた八月二十八日の日立プラント篠原勉氏とのシンそのためのスケジュールは、既に提出済みの予定表に沿ったものとなっ

予定していたタイの研究者(今回は国際公法)リストを作成することがでれるという非常に有益な人的接触を得ることができた。同教授との面談で、により、タマサート大学法学部の Suda 助教授から Jaturon 教授を紹介さしかしバンコクにおいては、高橋正樹(新潟国際情報大学)教授の協力

〈報告〉平成一八年度「イスラーム世界における伝統的秩序規範の持続と変容」プロジェクト

Sakda 助教授を紹介されたが、今回は残念ながら政府の仕事でバンコクにきることになった。また同教授からチュラロンコン大学法学部・大学院の

は不在であった。

航の最大の成果であったといえよう。の人的ネットワーク構築のための貴重な下準備ができたことは、今回の渡以上のように特にバンコクで学会においても重要な人物と面談でき、今後

#### 2. 成果

た。

以下の点が、今回の資料収集及び Jaturon 教授との面談で明らかとなっ

う意味で考慮すべき点である。①シンガポール及びバンコクにおける資料収集(英語資料)の過程で、タの意味で考慮すべき点である。

②タイにおける国際公法の学会は存在するが、その学会員はタイ全土で二つの分へにおける国際公法の学会は存在するが、その学会員はタイ全土で二分な研究者も含まれていない。また充分な名簿もなく、日本の学会誌におけ 学会誌は発行されていない。また充分な名簿もなく、日本の学会員はタイ全土で二分ような研究業績一覧も存在していない。

③タイの国際公法研究者はタマサート大学に八名、チュラロンコン大学に

ラロンコン大学の二校でほぼ全員を網羅していることが分かる。七名、その他のオープンカレッジに二~三名であり、タマサート大学とチュ

るのも、大学の性格上の特徴であろう。半であるのに対して、チュラロンコン大学では英米に留学した者が多くい4タマサート大学に所属する国際公法学者は、フランスに留学する者が大

⑤現在タイ政府に正式に認定されている法学の学術誌はタマサート大学の

Thammasat Law Review だけである。

研究者への協力が強く要請されることになるであろう。 が開催されることから、今回の人的接触を機に、今後、同教授から日本人中心となり、国際宇宙法学会(International Institute of Space Law)

開発状態であり、今後東洋大学の、他には無い傑出点として強力に推し進ことが明らかとなった。またこの様な研究は、日本の法学分野ではほぼ未という視点ではなく、例えば「ASEAN における西欧的法制度と伝統的社という視点ではなく、例えば「ASEAN における西欧的法制度と伝統的社の最後に、今回の渡航によって、当初予定していた「法規範と宗教規範」

める必要を痛感した。

編―」として掲載し、また今回収集した資料(論文)の一部の翻訳を法学「東南アジア法研究の基礎資料としての研究者要覧―タイ王国・国際公法公法の研究者リストは、現代社会総合研究所の『現代社会研究』第三号に研究の下準備作業としては充分な成果であると考えられる。この中で国際以上の諸点が今回の渡航で判明したが、これらは今後の本プロジェクト

統社会―ASEAN の法文化に関する覚書―」として掲載した。部の『東洋法学』第四九卷第二号(二〇〇六年三月)に、「法の支配と伝

# イスラーム世界における伝統的規範の持続と変容

# 現代社会総合研究所研究員 齋 藤 洋

調査地 韓国(ソウル・原州)

期

間

二〇〇六年八月六日~九日

### 一 目的と概要

とを目的とするものであった。

突と調整に関して、事例及び構想内の解決方法に関する意見を聴聞するこ突と調整に関して、事例及び構想内の解決方法に関する意見を聴聞するこ為西欧的法規範とアジア的な法規範もしくは法観念あるいは法運用との衝構の構想と、そこに現れるであろう宇宙法及び宇宙原則に組み込まれている回の訪韓は、崇實大學校元教授の金斗煥博士と面談し、アジア宇宙機

の緊迫感が強く感じられた。そのなかで、当方の計画は遂行できなかったの緊迫感が強く感じられた。そのなかで、当方の計画は遂行できなかった政府関係では非常に関心(危機感)をもって対応しているようであり、その平由は、渡航直前に生じた朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)による子定した通りの時間を取れなくなったからである。報告者はホテルにて金予定した通りの時間を取れなくなったからである。報告者はホテルにて金子定した通りの時間を取れなくなったからである。報告者はホテルにて金子定した通りの時間を取れなくなったからである。報告者はホテルにて金子定した通りの連絡を待つためほぼ全日にわたり待機状態を余儀なくされた。ようやく電話のみの連絡が取れたが、北朝鮮のミサイル問題には韓国のようやく電話のみの連絡が取れたが、北朝鮮のミサイル問題には韓国の緊迫感が強く感じられた。そのなかで、当方の計画は遂行できなかったの緊迫感が強く感じられた。そのなかで、当方の計画は遂行できなかったの緊迫感が強く感じられた。そのなかで、当方の計画は遂行できなかったのい最近には、対しない。

えた。それらは当該ミサイル問題を法的に検討する上で極めて有用な研究常に関心を持たれ、同論文を先方に寄贈することになった。前者は Space Bebris を宇宙空間における浮遊機雷としてミサイル防衛に使用できるか否かを論じたものであり、後者は、何が宇宙物体かを論じ、それによって否かを論じたものであり、後者は、何が宇宙物体かを論じ、それによって不りを論じたものであるというものである。また報告者が作成しているボームページ上で日本の宇宙法研究者の業績が人名で索引できることを伝述に関心を持たれ、同論文を先方に寄贈することになった。前者は Space Debris の軍事利用と宇宙平和利が、逆に報告者が執筆した論文「Space Debris の軍事利用と宇宙平和利が、逆に報告者が執筆した論文「Space Debris の軍事利用と宇宙平和利

#### 二.成果

であるとの意見を得た。

に掲載する予定でいる(十一月に原稿提出)。
②ニールス・マルダーの著書から独立したひとつの章を抜き出して翻訳し、計画の将来構想にとっての一助になったと評価することが出来る。

『東洋法学』通巻一〇八号に掲載する予定でいる(原稿提出済)。 ③日本を含むアジアに関する問題として「光華寮事件に関する一考察」を